

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会 図書館	
契約締結年月日	令和4年4月1日	
業 務 名	令和4年度図書館用図書購入契約	
業 務 の 概 要	尾張旭市立図書館用図書を図書館指定の付帯装備を含め、年間を通して継続的に購入する。	
契約金額（税込）	契約単価は、図書館指定の付帯装備を含め図書の定価とする。 （購入代金は、16,300,000円を上限とする。）	
契約の相手方	尾張旭市図書納入組合	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する口欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	図書等は、著作物再販売価格維持制度により、書店間の価格差はないが、尾張旭市立図書納入組合は、本市において図書納入にかかる組合の唯一の団体であり、当該契約が確実にできる契約の相手方は他に存在せず、競争入札に適さないため。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会 図書館です。